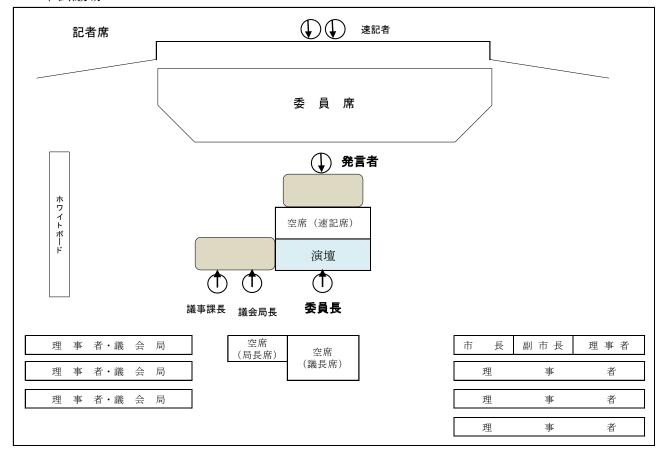
### 令和2年度予算第一・予算第二特別委員会連合審査会(総合審査)の運営方法等(案)

#### 1 開催場所

本会議場



#### 2 委員席

議席と同じ席とし、指定する。資料2

#### 3 理事者の答弁方法

理事者は着座にて答弁を行う。

#### 4 発言時間の計測・残時間の表示

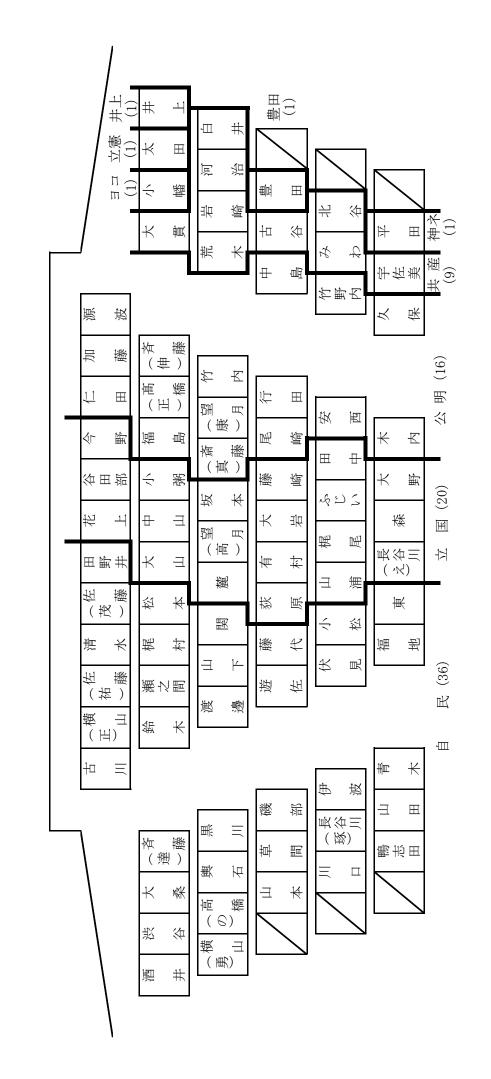
- (1) 発言時間は書記が手動で計測する。
- (2) 残時間は、委員長は演壇に設置されている表示器により確認し、発言者は議長席に設置されている表示器を反転させ、それにより確認する。
- (3) 各会派別の持時間(残時間)をホワイトボードに掲示する。なお、スペースの都合上、設置できるホワイトボードが1台に限られることから、質問者名については掲示しない(全委員席に当日の質問者及び通告内容を一覧にした資料を配付する)。

#### 5 傍聴

- (1)包括許可とする。
- (2) 令和2年度予算第一・予算第二特別委員会連合審査会総合審査における傍聴に関する要綱 (案) に基づき実施する。 資料3

#### 6 その他

その他の事項については、各委員会の初委員会で決定した運営方法に基づく。



委員席 (案) 予算第二特別委員会連合審査会(総合審査) 令和2年度予算第

### 令和2年度予算第一・予算第二特別委員会連合審査会 総合審査における傍聴に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度予算第一・予算第二特別委員会連合審査会 (以下「連合審査会」という。)の総合審査における傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の種別等)

- 第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
- 2 一般席の定員は、116人(うち車いす席の定員は、4人)とする。
- 3 報道関係者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。

(傍聴券の交付等)

- **第3条** 連合審査会の総合審査について傍聴をしようとする者は、傍聴券の 交付を受けなければならない。
- 2 傍聴券の種別は、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会(総合審査) 一般傍聴券(以下「一般傍聴券」という。)(第1号様式)又は予算第一・ 予算第二特別委員会連合審査会(総合審査)会派紹介一般傍聴券(以下「会 派紹介一般傍聴券」という。)(第2号様式)とする。

(傍聴の手続)

- 第4条 連合審査会の総合審査における傍聴の手続は、次の各号に定めると おりとする。
  - (1) 会派紹介一般傍聴券で連合審査会の総合審査について傍聴をしようとする者は、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会(総合審査)会派紹介一般傍聴申込書(第3号様式)に住所及び氏名を記載し、連合審査会の総合審査の開会予定日の前日(その日が横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する横浜市の休日である場合は、これを繰り上げる。)までに会派紹介一般傍聴券の交付を受けなければならない。会派紹介一般傍聴券の交付は、各会派1枚

の範囲内とする。

- (2) 一般傍聴券で連合審査会の総合審査について傍聴をしようとする者は、 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会(総合審査)一般傍聴申込書 (第4号様式)に住所及び氏名を記載し、一般傍聴券の交付を受けなけ ればならない。
- (3) 一般傍聴券の交付は、連合審査会の総合審査の当日所定の場所において、連合審査会の開会予定時刻の30分前から先着順に連合審査会終了まで行う。

(傍聴券の通用期日)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴の許可を受けた連合審査会の総合 審査の当日に限り傍聴をすることができる。

(傍聴券の返還)

**第6条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、 傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 危険物を携帯すると思われる者
  - (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
  - (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- **第8条** 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
  - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情

報通信機器は、電源を切ること。

- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行 為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音をしないこと。

(傍聴人の退場)

- 第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)第13条第2項の規定に基づき、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(議場立入の禁止)

第11条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。 (合理的な配慮を必要とする者への対応)

第12条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25年法律第65号)の理念にのっとり、連合審査会の総合審査について傍聴 しようとする者であって、合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な 対応を行うものとする。

(臨機の処置)

**第13条** 委員長は必要があると認めるときは、この要綱に規定しないものであっても、臨機の処置をとることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月13日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和2年3月19日限り、その効力を失う。

第1号様式(第3条第2項)

交付番号

# 一般傍聴券

予算第一·予算第二特別委員会連合審査会 (総合審査)

(縦 52 ミリメートル×横 94 ミリメートル)

第2号様式(第3条第2項)

交付番号

## 会派紹介一般傍聴券

予算第一·予算第二特別委員会連合審査会 (総合審査)

(縦 52 ミリメートル×横 94 ミリメートル)

整理番号 交付番号

予算第一·予算第二特別委員会連合審査会(総合審査) 会派紹介一般傍聴申込書

傍聴人住所

氏名

紹介会派名

会派代表者氏名

印

年 月 日

上記のとおり申し込みます。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第4号様式(第4条第2号)

整理番号

交付番号

予算第一·予算第二特別委員会連合審査会 (総合審査) 一般傍聴申込書

傍聴人住所

氏名

年 月 日

上記のとおり申し込みます。

※ 連合審査会(総合審査)傍聴希望日当日御持参ください。受付時間は、連合審査会(総合 審査)開会予定時刻の30分前からとなります。

(縦 109 ミリメートル×横 163 ミリメートル)